ドアクローザの耐用年数についてのガイドライン

2025年4月1日　制定

ドアクローザ工業会

【目次】

＜はじめに＞----------3
1. 耐用年数の目的と必要性----------4
2. 耐用年数の定義----------4
3. 適用範囲----------4
4. 耐用年数の設定----------5
5. 耐用年数設定の根拠----------5
6. 耐用年数適用の条件----------5
7. 製品の保有期間について----------6
8. 耐用年数の告知方法について----------6
Q&A----------7-8

はじめに

我が国では、ユーザーが長期にわたり製品を安全に使用できるよう長期使用製品安全点検制度が平成 21 年 4 月に施行された。その主たる目的は、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い製品について、経年劣化による製品事故を未然に防止することである。

ドアクローザは長期使用製品安全点検制度の対象になっていない製品であるが、ドアクローザ工業会（ＤＣＭＡ）では、ドアクローザの経年劣化による製品事故の防止がメーカーの重要な役割と考えて検討を重ねてきた。その結果、ドアクローザ工業会として自主的にドアクローザの耐用年数を定め、ユーザーに通常の使用方法と維持管理方法を周知する必要があるとの結論に至った。

1. 耐用年数の目的

ドアクローザの経年劣化が原因で、ユーザーの生命や財産、身体への被害（拡大損害）が発生する可能性があるため、経年劣化による重大事故を未然に防止するための措置の必要性が認識されるようになっている。ドアクローザ工業会は、ドアクローザを適切にお手入れ*1することにより、安全上支障なく使用することができる標準的な期間を耐用年数として設定し、ユーザーに注意喚起を促すことにより、長期間安全に使用していただくことを目的としている。

＊1：本体およびアームなどの取付けネジに緩みが生じていないか点検し、緩んでいた場合はネジを締直す。本体およびアームの掃除。適切な速度調整。

2. 耐用年数の定義

ドアクローザの耐用年数とは、ドアクローザのお手入れにより設計上の基本性能を維持できる期間の目安である。なお、ドアクローザ工業会が設定する耐用年数は、無償の修理や交換を保証する期間ではない。

3. 適用範囲

住居の玄関など開口部のドアに用いる建築金物のうち、製品本体に金属ばねと作動油を内蔵し、油圧制御でドアの閉じる速度を段階的に調整するドアクローザに適用する。
ドアクローザには、スタンダード型、パラレル型、コンシールド型といった取付方法の違いがあり、ドアの表面に取付けるタイプやドアやドア枠に格納するタイプなど種類も多岐にわたるが、いずれも当ガイドラインの適用対象とする。
なお、集合住宅の共用部等のドアの開閉回数が極端に多いドアクローザは、平成 15 年 2 月にドアクローザ工業会が発行した「ドアクローザ・フロアヒンジ・ヒンジクローザ商品保証などに関するガイドライン」を適用する。

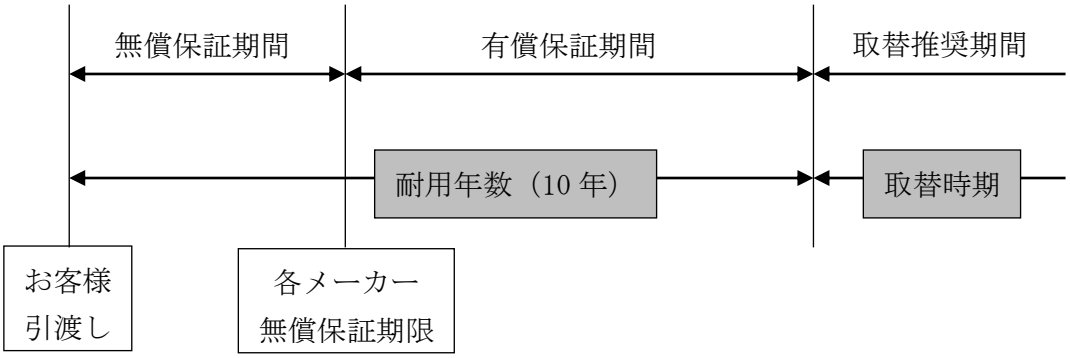
4. 耐用年数の設定

建物に使用されるドアクローザの耐用年数は建物（製品）引渡し後 10 年とする。
＊2＊3

耐用年数を過ぎた後は取替時期とし、製品の取替えを推奨する。

＊2：改修工事の場合は、改修部分の工事完了日とする。
＊3：分譲住宅（建売住宅）・分譲マンションの場合は、建築主様への引渡し日とする。

《ドアクローザの保証期間と取替推奨期間》



5. 耐用年数設定の根拠

ドアクローザ工業会に加盟する各メーカーが協議の上、住居に使われるドアクローザの耐用年数を定めた。

6. 耐用年数適用条件

ドアクローザは、使用される環境や取付け及び、他の建具や建築金物の状態によって、その性能や耐久性に影響を受ける製品である。
したがって、ドアクローザの耐用年数適用の条件は、一般環境下*4、一般的操作*5、標準使用頻度とし、お手入れを行うことで基本性能*6が維持される期間とする。

＊4：一般環境下＝「ドアクローザ・フロアヒンジ・ヒンジクローザ商品保証などに関するガイドライン」（平成 15 年 2 月ドアクローザ工業会発行）の免責事項を除く環境下。
＊5：一般的操作＝社会通念上、常識と判断できる操作。
＊6：基本性能＝開閉操作、及び速度調整。但し、操作感(ガタツキ、操作が重い等)、外観は含まれない。

7. 製品の保有期間について

メンテナンス*7を行うためのメーカー保有期間は当該製品が製造中止日から10年程度とする。

なお、製品の保有期間が過ぎており、互換性のある他の製品や部品で代替できない場合ユーザーへ情報提供する事を推奨する。

① メンテナンスによって製品本来の性能が確保されることを基本とするが、限定された機能での使用となる場合もある。

② メンテナンスの内容によっては、ドアやドア枠に追加工（穴あけなど）が必要になる場合がある。

＊7：メンテナンス＝点検、保守、整備、部品交換等による機能の修復作業を示します。

8. 耐用年数の告知方法について

ユーザーが使用しているドアクローザの耐用年数を知りたい場合は、ドアクローザ工業会のホームページで確認できる。

―Q＆A―

● 耐用年数とは？

答 耐用年数とは、適切なお手入れによりドアクローザの設計上の基本性能を維持できる期間をいい、製品の取替えの時期を示すもので、ドアクローザ工業会が設定したものです。

● 耐用年数はどのような目的でつくられたのですか？

答 経年劣化による製品事故防止のため、長期使用製品安全点検制度（経済産業省）が平成 21 年 4 月に施行されました。ドアクローザはその対象製品ではありませんが、ドアクローザ工業会では自主的に製品の耐用年数を定め、ユーザーに適切な使用方法と維持管理方法をお知らせし、長期にわたり安全にご使用いただくことを目的に定めています。

＊ここでいう経年劣化による事故とは、製品寿命（耐用年数期間）を過ぎてなお使用し続けたことにより発生する事故を指します。但し、耐用年数期間内でも使用頻度が高い製品、油漏れ、異音、外観不良、施工不良、または部品の経年変化（使用に伴う消耗、摩耗など)、の不具合は免責となります。

● 耐用年数の対象製品は？

答 住居の玄関など開口部のドアに用いる建築金物のうち、製品本体に金属ばねと作動油を内蔵し、油圧制御でドアの閉じる速度を段階的に調整するドアクローザに適用します。ドアクローザには取付方法による区分があり、スタンダード型、パラレル型、コンシールド型であり、いずれも適用対象とします。

● 耐用年数は無償保証期間を意味しますか？

答 無償保証期間とは異なります。

● 耐用年数を過ぎても使用できますか？

答 使用することは可能ですが、ドアクローザ本来の機能が損なわれることがあり、できるだけ早期にドアクローザの取替えをおすすめします。そのまま使用した場合、事故につながるおそれがあります。

● 集合住宅の共用出入口で使用しているドアクローザも耐用年数の対象となりますか？

答 集合住宅などの共用出入口は対象外となります。

● 耐用年数の年数設定の経緯を教えてください。

答 ドアクローザ工業会では、ＪＩＳ規格やＢＬ認定基準での繰返し耐久試験回数が設定されている事から、一般環境下、一般的な操作における耐用年数を 10 年としています。

● 耐用年数の開始は何を基準としていますか？

答 建築会社様よりの引渡し日、改修工事の場合は、改修部分の工事完了日、分譲住宅（建売住宅）・分譲マンションの場合は、建築主様への引渡し日とします。

● メンテナンスは自分でもできますか？

答 メンテナンス内容により異なりますので、各メーカーにご相談ください。

● 各メーカーの無償保証期間と耐用年数の違いは何ですか？

答 各メーカーの無償保証期間は平成 15 年 2 月にドアクローザ工業会発行の「ドアクローザ・フロアヒンジ・ヒンジクローザ 商品保証などに関するガイドライン」において製品の引渡し日から開き戸用、引戸用とも 2 年間とした指針を示し、各メーカーがその保証期間を採用しています。

それに対し、耐用年数はドアクローザを適切にお手入れすることにより基本性能が維持される期間として 10 年とドアクローザ工業会が定めています。